

## 第九一回

### 参第六号

法人税法の一部を改正する法律（案）

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「受取配当等（第二十三条・第二十四条）」を「削除」に改める。

第二条第十八号イ(2)中「第二十三条（受取配当等の益金不算入）、」を削る。

第二編第一章第一節第三款第一目を次のように改める。

#### 第一目 削除

#### 第二十三条及び第二十四条 削除

第三十七条第二項を次のように改める。

2 内国法人が各事業年度において支出した寄付金の額（前項の規定の適用を受けた寄付金の額を除く。第五項において同じ。）の合計額が、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に掲げる金額（以下この条において「損金算入限度額」という。）を超えるときは、その超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額

イ 当該事業年度終了の時における資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の一に相当する金額

ロ 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の一に相当する金額

二 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本の金額又は出資金額を有しないもの 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の一に相当する金額

三 公益法人等 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円）

ロ イに掲げる法人以外の公益法人等 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三十に相当する金額

第三十七条第九項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項及び第六項を三項ずつ繰り下げ、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 次に掲げる内国法人で退職給付その他の長期給付の事業を行うものが、各事業年度において、その長期給付の事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期給付の事業に繰入れをした場合において、その繰り入れた金額（その金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額）が当該事業年度の第二項第三号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額に相当する金額とする。

- 一 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
- 二 地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方団体関係団体職員共済組合
- 三 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合
- 四 私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合

第三十七条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 事業年度が一年に満たない法人に対する前項第三号イの規定の適用については、同号イ中「年二百万円」とあるのは、「二百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 第二項及び前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第三十九条の見出し中「損金不算入等」を「損金不算入」に改め、同条第一項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第五十二条第一項を次のように改める。

内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権（これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時における貸金の帳簿価額の合計額に、その内国法人の営む主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。） 千分の十六（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の内国法人（以下この項及び第五十五条第一項において「中小法人」という。）又は割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項（定義）に規定する割賦販売の方法による小売を主たる事業とする内国法人については、千分の二十）
- 二 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含む。） 千分の十二（中小法人については、千分の十五）
- 三 金融及び保険業 千分の五

四 前三号に掲げる事業以外の事業 千分の十（中小法人については、千分の十二）

第五十五条第一項中「金額については」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、「金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額又は当該見積額の百分の二十五（中小法人にあつては、百分の五十）に相当する金額から当該事業年度終了の時における前事業年度から繰り越された次項に規定する退職給与引当金勘定の金額を控除した金額のうちいずれか少ない金額」に改める。

第六十六条第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

- 一 年一億円以下の金額 百分の三十七
- 二 年一億円を超え、年十億円以下の金額 百分の四十二
- 三 年十億円を超える金額 百分の四十七

第六十六条第二項中「七百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中」に、「七百万円」を「千万円」に改める。

第六十七条第二項第二号を次のように改める。

## 二 削除

第八十一条第一項中「内国法人の青色申告書」を「内国法人（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法に規定する相互会社を除く。以下この条において同じ。）の青色申告書」に改める。

第九十三条第二項第二号を次のように改める。

## 二 削除

第九十九条第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

- 一 五億円以下の金額 百分の三十七
- 二 五億円を超える金額 百分の四十一

第一百零二条第一項第三号中「あるときは、」の下に「前号に掲げる法人税の額のうち、」を加え、「に百分の四十（協同組合等については、百分の二十三）を乗じて」を「に係る法人税の額として政令で定めるところにより」に改める。

第一百五十五条第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合

併による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

- 一 五億円以下の金額 百分の三十七
- 二 五億円を超える金額 百分の四十一

第百四十三条第一項を次のように改める。

外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

- 一 年一億円以下の金額 百分の三十七
- 二 年一億円を超え、年十億円以下の金額 百分の四十二
- 三 年十億円を超える金額 百分の四十七

第百四十三条第二項中「七百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中」に、「七百万円」を「千万円」に改める。

別表第二第一号の表の学校法人の項中「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を削り、同表同号の表の社会福祉法人の項中「（昭和二十六年法律第四十五号）」を削る。

#### 附 則

- 1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。
- 3 新法第八十一条（新法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

## 理 由

法人税の負担の適正化を図るため、法人の受取配当等の益金不算入制度を廃止し、法人税に累進税率を導入し、寄付金に対する課税を強化し、資本金額等が一億円を超える法人については、貸倒引当金及び退職給与引当金の繰入限度額を引き下げるとともに欠損金の繰戻しによる還付を行わないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。